

## 政府は裁量労働制拡大に加え 高度プロフェッショナル制度も 法案から削除せよ！

1月末に衆議院予算委員会で安倍首相は、「裁量労働制で働く方の労働時間は、平均的な方で比べれば一般労働者よりも短いというデータもある」と答弁した。一般の労働者は1日9時間37分なのに裁量労働者は9時間16分というもの。ところがこの2つのデータはもともと比較できないものだったこと、厚労省は労働政策研究・研修機構（JILPT）に依頼し裁量労働制と一般的な働き方を比較する調査を行っていたのに、裁量労働制の拡大について検討する労政審には資料として出していないことも判明。JILPTの資料では裁量労働制は月203時間に対し、一般労働者は186時間だった。政府答弁のデータの信憑性については法政大の上西充子教授が問題指摘を行い、6野党の追及の前に首相も厚労大臣も発言を撤回し謝罪した。その後モデーラの不備が続出、ついに一括法案から裁量労働制拡大の切り離しに追い込まれた。

アベの「働き方改革」のメッキは剥げた。長時間労働の削減と逆行する高度プロ法の導入も切り離しに追い込んでいこう！

野党は共同で「真の働き方

改革」法案の提案を！

6野党合同で野党案の取り纏めを是非実現してほしい。

私たちも法案審議のやり直しを求める声を官邸や与党、厚労省にひとり一人が届けよう！

メルスモン製薬は雇止め・解雇を速やかに撤回し、島津さんを職場に戻せ！

14年間働いていたメルスモン製薬から2017年9月、突然雇止めされてもうすぐ半年が経とうとしています。

5回の団交を行いました。が会社は私の主張である職場への復職を全く聞き入れようとはしません。2月28日に行われた5回目の団交において、会社側



### 2月26日国会にむけ「安倍の働き方改革阻止、政府のウソで過労死はゴメンだ！緊急集会」開催！

雇用共同アクションと18けんり春闘から緊急集会が呼びかけられ、26日急遽集会が開かれ、衆議院第二議員会館前に150名が結集しコールが響いた。



同時帯に連合も参議院議員会館で院内集会を開催しており、2つがテレビでも報道された。

2月16日は東京総行動が取組まれ、昼には18けんり春闘の行動として経団連への抗議行動が行われ、250名が参加した。

3月4日は上野水上音楽堂で外国人総行動（マーチンマーチ）が270名で開催した。

4月6日には銀座プロッサムで中央総行動・決起集会がある。「8時間働けば生活できる賃金を！」実現するためにみんなで参加していこう！



の弁護士は「裁判で争う事になったんだから、話し合つ事は何も無い。」と言いつつ、なんと話し合いで解決したいと願う、会場へ赴いた私達に対し、不誠実な団交を行いました。さらに組合に対し、「労働組合は抗議行動を仕掛けて、本人を組合の利益に利用しようとして、ただ煽っている。」などと中傷しています。

団交ではいつも、会社の間は殆ど話をせず、「職場の事は分からない。」と自ら認めている弁護士が発言しては何の話し合いなのか疑問になります。

こうした会社からの不当で不誠実な仕打ちに負けず、雇止め・解雇撤回、職場復帰を実現させる為の労働審判、初回期日が3月14日（水）午後2時30分となりました。

審判に向かう前に、裁判所前にて決意表明を行いますので、是非、多くの皆さまにお集まり頂き、力にしていきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

全国一般東京東部労組 島津葉子

# 労働契約法による無期転換権を 無化する雇止めは許されない！

2018年4月から5年をこえて働いてきた非正規労働者の無期転換権が発生する。その権利行使をさせないようにと有期労働者の雇止めが起こっている。10月には派遣法の改悪で同じ職場には3年限度となった結果、派遣労働者の雇止めが懸念される。

2月22日の夕方、「これが女性活躍なのか!?」派遣法、2018年の壁を問い直す 院内集会在開催された（主催ボジネット）。集会では中野麻美弁護士が2018年問題とは何かを解説、竹信三恵子さん（和光大）が派遣法は夫の経済的支えを前提にした法の成り立ちと改悪の繰返しから時給が下がり、2015年9月の改悪で「派遣は専門職」という法制定以来の原則も失われたこと、一部の女性なら雇用の不安定でも仕方がないという考えの危険性を指摘した。

集会のメインは当事者の発言だった。昨年12月に16年余働いてきた派遣先から切られた渡辺照子さん、9月に14年も働いてきたメルスモン製菓から「若い人を入れたいから9月の更新はしない」と雇止めされた島津葉子さんが、怒りと悔しい思いを語った。島津さんは東京東部労組に加入し労働審判にも申し立てを行い、渡辺さんも派遣ユニオンに加盟し闘いを開始した。

非正規労働者の7割が女性であり、女性の経済的自立なくして女性活躍などあり得ない！ 企業の脱法行為は許さず連帯して闘おう。

# フジビ闘争解決 勝ち取る！

「フジビ闘争」は2月20日、中労委の和解勧告に労使が調印して解決した。和解勧告は、組合が要求する富士美術印刷（フジビ）への雇用保障を退けた。しかし、司法が全否定したフジビへの親会社責任を事実上認めさせ、最高裁が確定させたスラップ訴訟不当判決を実質的に反故にさせた。地域を拠点にしたフジビ闘争支援共闘会議（支援共）に結集する労働者の団結と連帯で5年5カ月に及ぶ厳しい長期争議を解決することができた。

昨年8月のスラップ訴訟上告棄却後、9月14日解雇5周年の地域デモは過去最大250名余が結集し、10月連続座り込みは述べ300名の仲間たちと共に貫徹した。これら年間80回余の社前行動がフジビを和解の席に着かせて解決に追い込んだ。また、8回に及ぶ司法と都労委による不当判決、命令に怯まず闘った労働者の勝利である。

当該と組合は、親会社で元請のフジビに、労組法7条の使用者として「雇用主以外の事業主」でも労働条件を支配・決定する地位にあるとして「フジビは責任を取れ！子会社を（破産で）解雇された組合員を雇用せよ！」と使用者性の拡大を求める困難な闘いに挑んだ。フジビ闘争の意義は大きい。

調印の翌日に開催した支援共第5回総会は約170名が参加し「資本による労働組合つぶしを許さず、反動化した司法の攻撃に屈せず、現場闘争を軸に地域で闘い、労働運動が後退を余儀なくされる中でもその突破口を切り開き、争議解決を勝ち取った」と総会宣言を満場の拍手で確認した。

総会の最後に中原純子書記長は「フルタイムパートとして21回の更新を繰り返し20年働き続けた。5年5カ月闘ったフジビ闘争に誇りを持って新たに労働運動再生のために再出発したい。」と支援のお礼と決意を述べた。

総会は団結ガンバロウで締められた。5月24日に報告集会が行われる。

全労協全国一般東京労組  
フジビグループ分会 中原純子



## 労働弁護団東京支部主催 「雇止めを許さず無期転換 を実現する取組みの学習交 流会」報告

2月13日、連合会館にて行われた学習会は、会場が満員の熱気で溢れかえる中、労働弁護団東京支部事務局上田弁護士司会が始まった。旬報法律事務所の小野山弁護士から無期転換制度の厚労省リーフレットなどを示しながら概要説明があり、その後、取り組み事例報告へと続いた。連合非正規労働センター杉山氏は、「無期転換しても意味がないと捉えている人が少なくない事」に触れ、「無期雇用になることのメリットについて伝えていく。周知PRのさらなる徹底が必要だ！」とした。

東大教職員組合の佐々木委員長は、「非正規は圧倒的に女性が多い、これは女性差別じゃないか!」「無期転換しても労働条件は変わらない。業務が続く限り人を雇う必要があるならコストは同じはず。『金がないから無期転換が出来ない』というのは嘘」「罰則がなければ違法じゃない」というバカ経営者が多い」「経営者の中には、『なんかこいつらを差別したい』というケチくさい根性がある」と痛烈な批判と共に報告があった。

東京法律事務所の水口弁護士からは、理化学研究所における就業規則による不利益変更（雇用期間の上限

を定め、5年に合わせて遡及してカウント）に對し、団交、従業員代表の意見提出、支配介入が加わった都労委での闘いの報告があった（2月26日、雇止め回避）。

東京法律事務所の岸弁護士からは、日本学生支援機構労働組合の事例より、「組合が知らないうちに就業規則に附則が付けられていた事を知り、迅速で粘り強い交渉で謝罪させた。しかし、未だにその項目が附則に残ったままなので今後の雇用契約書を含め、目を光らせていく」などの報告があった。報告後は質疑応答が続き、取扱い嚴重注意とも言えるいわゆる「ここだけの話」もたくさん飛び出した。

最後に、労働弁護団東京支部長の井上弁護士が「組合の力があれば、労組法20条を活用して労働条件を改善させていく事は絶対に可能!山梨県民信用組合事件などの新たな判例法理も出てきて先は明るい!」と語気を強めた。

学習会後の懇親会も盛り上がり、「兎にも角にも、ありとあらゆる手段を駆使して無期雇用転換を実現していこう!」と思いを新たにすると同時に終わった。

二多摩ブロック 渡辺

